



2020年度 久留米工業大学

新型コロナウイルス感染症に伴う

家計急変した学生の授業料等減免について

◆応募資格

①以下 a 又は b のいずれかの基準と②家計基準を満たす者

- a. 国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など）の提出があること。
- b. 事由発生後の所得（事由発生後の所得については、事由発生後の所得を証明する書類（給与明細等）を基に合理的な方法で算出されていればよいものとし、例えば直近一カ月分を12倍するなどにより算出。）が昨年の所得と比較し2分の1以下となっていること。

②家計基準

家計支持者が給与所得者の場合、841万円（支払金額）以下、給与所得者以外の場合は、355万円（所得金額）以下であること。

※経済育英奨学金及び二又奨学金との併用は不可とする。

※高等教育修学支援制度（給付奨学金 及び 授業料減免）との重複は不可とする。

※スカラシップ制度との重複は不可とする。

◆奨学金の額

学生1人当たり**半期授業料の半額**（返還の義務なし）

◆採用人員及び選考基準

採用人数・・・若干名

選考は、久留米工業大学学内規程に基づき、選考委員会で選考する

◆申請書類

①家計急変に伴う授業料減免申請書 様式1（学生課にて配布）

②公的支援の受給証明書又は家計支持者の所得証明書（給与明細等）

◆受付期間

～9月30日(水)

◆採用決定

10月下旬頃

◆書類提出先及びお問合せ先

久留米工業大学 学生課

0942-22-2347

gakusei@kurume-it.a.cjp